

私たちが守る、私たちの水源

もり・みず 市民事業支援補助金

平成22年度 補助事業募集

受付期間

平成22年

1月7日(木)～1月27日(水)

※ 消印有効

もり・みず市民事業支援補助金とは…?

水源環境保全・再生のための県民主体の取組を推進することを目的として、その活動にかかる経費を補助する制度です。

平成20年度からスタートし、正式名称は「水源環境保全・再生市民事業支援補助金」です。

対象事業及び補助内容

※事業対象地域の詳細は、裏面をご参照ください。

1. 特別対策事業※に類する事業 ①～③ごとに上限50万円

- ① **森林整備事業**(荒廃した森林の整備(間伐、枝打ち、下草刈り)など)
- ② **森林整備以外の事業**(河川の浄化対策、地下水かん養対策など)
- ③ **上記事業に係る資機材等の購入**(チェーンソー購入費など)

※ 特別対策事業とは、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に定める12の事業です。詳しくは、ホームページをご覧いただくか、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

事業対象地域は、県内水源保全地域です。



2. 普及啓発・教育事業 補助率1/2以内、上限20万円

水源保全地域における活動プログラム(植樹・間伐体験教室、川の自然観察会など)や、その活動経験に基づく学習プログラム(児童・生徒への水源環境教育、森林整備手法の学習会など)を有する、水源環境の保全・再生のための事業

事業対象地域は、神奈川県内及び県外水源保全地域です。



3. 調査研究事業 補助率1/2以内、上限50万円

神奈川県の水源環境の保全・再生のための事業(水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査等)

事業対象地域に制限はありません。



補助金の申請に関する詳細は、「募集案内」をご覧ください。

「募集案内」は、県ホームページに掲載するとともに、各地域県政情報センター等に配架します。

●問い合わせ先

神奈川県環境農政部緑政課(水源環境調整班)



かながわの水源環境

検索

住所: 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話: 045(210)4324(直通) ファックス: 045(210)8848

ホームページ「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/suigenkankyo/index.html>

※ この補助金は、県議会における県予算の議決に基づき、正式に交付決定されます。

Q どのような市民団体が補助の対象になりますか？

次の要件を満たす団体が対象となります。

- ① 5人以上で構成されていること（NPO法人でなくても対象となります）
- ② 代表及び会計責任者を定め、団体の活動についての会計処理が明確化されていること
- ③ 神奈川県から補助金を交付されていないこと、また、神奈川県が構成員となっていないこと などです。

Q 申請するにはどんな準備が必要ですか？

まずは、次の3点をご準備ください。

- ① 5人以上の団体であることの証明書類（団体の定款（規約）及び会員名簿）の作成
 - ② 申請事業の活動計画（事業の目的・内容、必要経費の積算、将来の展望など）の作成
 - ③ 事業実施に必要な調整・調査（地権者との調整、法令上の許認可の要否など）の実施
- その後、県HPや県政情報センター等に配架する募集案内を参考に、申請書等を作成してください。

Q 申請後のスケジュールを教えてください。

2月上旬 : 予備調査

2月下旬 : 1次選考（書類審査）

3月6日（土）：2次選考（公開プレゼンテーション）※必ずご出席ください。

4月上旬 : 交付決定 ※ 補助金の支払いは、原則、事業完了後となります。

Q 事業対象地域はどこですか？

1. 「特別対策事業に類する事業」は、**県内水源保全地域**内で行う事業
2. 「普及啓発・教育事業」は、**神奈川県内及び県外水源保全地域**内で行う事業
3. 「調査研究事業」は、対象地域の制限なし

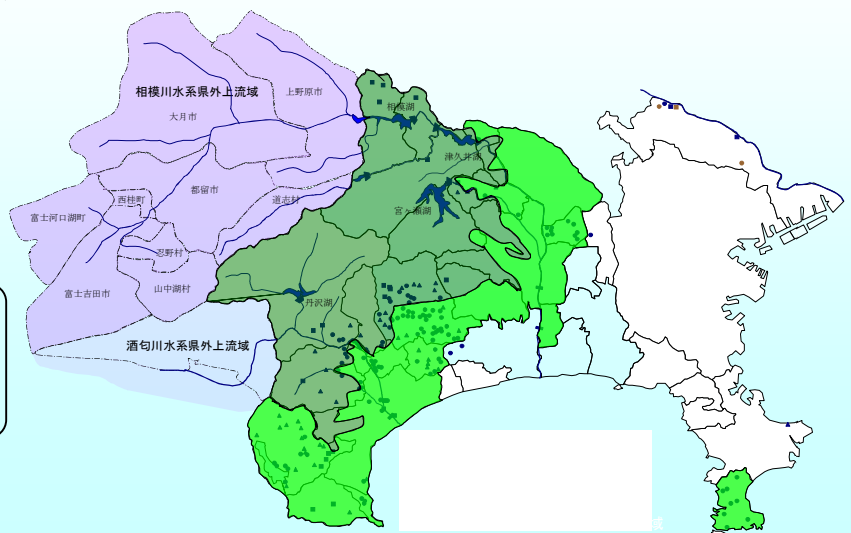
【事業対象地域図】

県内水源保全地域

- 水源の森林エリア
- 地域水源林エリア

県外水源保全地域

- 相模川水系県外上流域（山梨県）
- 相模川水系県外上流域（静岡県）



Q 横浜・川崎などの水源保全地域外で環境教育を行う場合、普及啓発・教育事業の対象となりますか？

環境教育の内容が、①水源保全地域での活動経験（植樹・間伐作業、水質調査など）に基づき（注）、②神奈川県の水源環境の保全・再生に資するものであれば対象となります。（注 水源保全地域で活動する団体等を講師に招いた場合も要件を満たします。）

※ この補助金は、県議会における県予算の議決に基づき、正式に交付決定されます。

もり・みず市民事業支援補助金

水源保全地域以外で活動されている皆様へ

横浜・川崎などの 水源保全地域以外の活動にも支援しています！

「もり・みず市民事業支援補助金」は、水源保全地域に活動フィールドをお持ちでない団体の活動にも補助を行っています。

皆様の活動の発展・拡充のために、是非この補助金をご活用ください。

Q 神奈川県内の「水源保全地域以外の地域」とは具体的にはどこですか？

水源保全地域以外の地域：横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町

参考：水源保全地域：小田原市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

Q 水源保全地域以外では、どのような活動が補助対象となりますか？

普及啓発・教育事業

- ・ 水源保全地域での森林整備・水質調査などの経験に基づく（または、水源保全地域で水源環境保全・再生に取り組む団体を講師等に招いて実施する）

① 児童・生徒への環境教育

（例：川の自然観察会、学校林を活用した植樹・下草刈り体験）

② 水源環境に関するシンポジウムや学習会

③ 間伐材の搬出(利用)促進のための**普及啓発イベント** など

調査研究事業

- ・ 神奈川県の水源環境保全・再生に資する**森林再生**（例：ブナ林再生、林床植生回復）・**水質浄化**（例：アオコ発生防止、植物浄化施設）に関する**調査・研究** など

水源保全地域でのみ対象となる事業

- ・ 森林の整備や河川の水質浄化対策など「実行5か年計画」の特別対策事業に類する事業

※ 対象事業かどうか不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

● 問い合わせ先

神奈川県環境農政部緑政課(水源環境調整班)

住所: 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話: 045(210)4324(直通) ファックス: 045(210)8848

※ この補助金は、県議会における県予算の議決に基づき、正式に交付決定されます。